

「健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」の概要

1 概要

本府令は、「健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令」に関して、特定保健用食品については、許可後、当該食品の安全性又は効果に、新たな科学的知見を得た場合には、許可を受けた者に対し、消費者庁への報告を義務付ける改正を行うとともに、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の施行に伴う所要の改正を行うものである。

2 改正の趣旨・内容

（1）再審査（第 5 条関係）

今般、関与成分が含まれていない等の特定保健用食品 6 品が判明したことを踏まえ、現在、特定保健用食品許可書に、許可の条件として、当該食品の安全性又は効果につき、新たな科学的知見を得た場合には消費者庁長官まで報告する義務が生じることについて、明確化する改正を行う。

（2）特別用途食品の表示事項等（第 8 条関係）

食品表示基準の施行に伴い、栄養素等表示基準値（国民の健康の維持増進等を図るために示されている性別及び年齢階級別の栄養成分の摂取量の基準を性及び年齢階級ごとの人口により加重平均した値）の対象年齢を、これまでの 6 歳以上から 18 歳以上に変更したため、所要の改正を行う。

3 施行日

平成 29 年 2 月上旬